

「介護予防・日常生活支援総合事業の利用についての取扱い」に関するQ & A

質問	回答
1 当該取扱いが対象とするのは、総合事業を利用している全利用者ということか。介護予防福祉用具貸与や介護予防短期入所生活介護などの予防サービスを併用している者も含めるのか。	当該取扱いは、総合事業を利用する全利用者を対象とする。予防サービスを併用しているケースについても、総合事業の利用回数は本取扱いに従って利用いただきたい。
2 当該取扱いが運用開始される際は、現在総合事業を利用している方へ何らかの通知が送付されるのか。通知されないのであれば、ケアマネジャーが利用者に通知するのか。	本取扱いは、土浦市で総合事業開始時から想定していた運用を文書化したものであり、主に介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者（委託先居宅介護支援事業所含む）が事業対象者、要支援者の支援を行う際にご注意いただく内容として発出するもの。特に運用面での変更はないため、利用者に対して通知等を発出する予定はないが、取扱いに関するホームページを設ける予定であるので、掲載内容を利用者に提示することは差支えない。
3 取扱いの運用開始時には、利用者の担当ケアマネジャー等に通知されるのか。	各介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者（委託先居宅介護支援事業所含む）及びサービス事業所（訪問、通所）宛てにメールで通知予定。集団指導時などにも説明するようにしたい。
4 総合事業のサービス事業所への説明等は実施したのか。行っていないのであれば、今後実施するのか。	3月に地域包括支援センター主催の説明会時にケアマネジャーへの対面説明実施後、土浦市で総合事業のサービス事業所の指定を受けている全事業所に対し、説明会の場で提示した資料をメールで送信し、説明を実施した。本取扱いの開始時には、前項目でも説明したとおり、各介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者（委託先居宅介護支援事業所含む）及びサービス事業所（訪問、通所）宛てにメールで通知予定である。
5 訪問型サービスについては基準型訪問サービス（A2）と緩和型訪問サービス（A3、A4）の併用について記載がないが、要支援2であれば併用してもよいのか。	A2とA3、A4は併用認めない運用は通所サービスと同じだが、現状A3のサービスを提供する指定事業所は土浦市内になく、A4のサービス利用について著しく限定されたケースしかないため、仮にA2とA3、A4を併用しようとするようなケースが生じたとしても、市で早期に把握することが可能と考えられるため、今回は記載を見送った。
6 週1回の利用と定められている利用者が、本来の利用日に都合により利用せず、他の週に利用を振り替え、その週のみ2回の利用になるのはよいのか。	お見込みのとおり
7 土浦市の想定する運用とは相違して、基準型通所サービス（A6）、緩和型通所サービス（A7）の両方を利用しているケースは実際に存在している。そのような利用者にとっては、本取扱いは利用制限に他ならず、社会参加の機会を奪い、閉じこもりや孤立を招く可能性がある。そういったケースについて、市としては何ら検討をしないのか。	土浦市で総合事業を開始して10年目に入り、事業対象者、要支援の認定者数が著しい勢いで増加している。質問の趣旨は理解できるものの、今後も多くの利用者に総合事業のサービスを利用いただけるよう、本取扱いを開始するもの。質問のようなケースについては、一般介護予防事業等の利用を勧めてまいりたい。

8	<p>総合事業の通所サービスと介護予防通所リハビリテーションの併用は可能か。</p>	<p>本取扱いは総合事業の利用回数を文書にて定めることを目的としており、総合事業のサービスと予防サービスの併用について定めるものではない。要支援の認定を受けている利用者で、介護予防通所リハビリテーションの利用が必要なケースについて、総合事業の通所サービスを併せて利用することについての必要性は個別に検討いただきたい。</p>
9	<p>緩和型通所サービス事業所の一部でサービス提供時間が30分弱の事業所が見受けられるが、市で緩和型通所サービス事業所の指定を決定する際に、サービス提供時間の基準などは設けていないのか。事業対象者及び要支援者に対し、通所サービスの利用を導入するため事業所の紹介をする際、通所介護事業所の指定を併せて受けている基準型通所サービス事業所はサービス提供時間が3時間以上であり、拘束時間が基準型より短いからという理由で緩和型通所サービス事業所を選択するケースが見受けられるため、もし、緩和型通所サービス事業所の指定の要件にサービス提供時間が含まれないのであれば、要件に含めてもらいたい。</p>	<p>緩和型通所サービス事業はミニデイサービスという位置づけであることから、サービス提供時間は概ね2時間以上確保するよう指導をしているところであるが、一部事業所において徹底されていないケースが見受けられるのが現状である。引き続き指導に努めてまいりたい。ただし、質問にあるサービス提供時間の短さで通所サービスの事業所を選択しているケースにおいては、そもそも通所サービスの必要性があるのかのプランニングから再検討したほうがよいのではないかと思われる。</p>